

社会福祉法人飯田福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯田福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員（理事・評議員）報酬は、支給しないものとする。但し、施設長等の職員及び職員に準ずる者等（職員事務分掌に記載されている者）が役員の場合は、就業規則に基づく給料を支給する。

2 監事には、職務の重要性に鑑みて、年額55,700円（税込み）を支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。（ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。）

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

宇都宮市内 5,000円

その他 6,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

宇都宮市内 5,000円

その他 6,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。